

○第192回動物用医薬品専門調査会議事概要メモ（非公開）

日時：平成28年6月24日（金） 13：59～16：54

議事概要

（1）動物用医薬品（トリプトレリン酢酸塩）の食品健康影響評価について

審議の結果、トリプトレリン酢酸塩の一日摂取許容量（ADI）を特定する必要はないことが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

（2）動物用医薬品（前葉性卵胞刺激ホルモン（FSH）を有効成分とする牛の過剰排卵誘起用注射剤（アントリンR10・AI））の食品健康影響評価について

審議の結果、「適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。」とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

（3）その他

- * 1 トリプトレリン酢酸塩：繁殖同期剤で、日本国内で動物用医薬品としての承認はありません。インポートトレランス申請がされています。
- * 2 前葉性卵胞刺激ホルモン（FSH）を有効成分とする牛の過剰排卵誘起用注射剤（アントリンR10・AI）：牛の過剰排卵誘起に用いられます。